# 阿蘇ジオパークブランド認定制度実施要綱

(目的)

第1条 阿蘇ジオパーク推進協議会(以下「協議会」という。)は、阿蘇ジオパークの活動を産品 開発等と連携し、阿蘇火山と人々の暮らしの関わりを具体的なモノとして発信できる仕組みづく りのために「阿蘇ジオパーク認定制度(以下「本制度」という。)を実施する。本制度は、阿蘇で産出・生産され、阿蘇火山と人々の暮らしとのつながりを語れ、こだわりを持つ発想豊かな商品について、特に優れたものを「阿蘇ジオパークブランド」として認定し、阿蘇ならではの商品の魅力を国内外へ発信する。それとともに、取組みを推進することにより、阿蘇ジオパークの多面的理解を促進し、商品の販売促進に貢献する。

(定義)

第2条 この要綱において「認定」とは、申請により商品等について、一定の基準に適合するもの を「阿蘇ジオパークブランド」として認定することをいう。

(審査会の設置)

- 第3条 本制度を実施するにあたり、認定に関する審査等を行うため「阿蘇ジオパークブランド認 定審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 協議会は、審査会の運営その他必要な事項を別に定める。

(資格・対象となる商品)

- 第4条 阿蘇ジオパークブランドとして認定を受けるためには、下記3種類のうち、2つ以上の条件を合わせて満たす商品とする。
  - ① 阿蘇で産出・生産された商品
  - ② 阿蘇火山と人々の暮らしのつながりを語れる商品
  - ③ ジオサイトの地形・地質を模したもので、かつユニークな発想の商品

(その他の条件)

- 第5条 本制度への申請に関するその他の条件として、以下の要件を満たしている商品に限る。
  - ① 法令等を遵守していること (関係法令、基準、業界での製造基準、表示義務等の遵守)。例: 製造物責任法、食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法、観光土産品の表示に 関する公正競争規約等
  - ② 他の特許品または登録品の模倣品でないこと。
  - ③ 必要な許可を取得していること。製造・販売について、法令による許可または認可を必要とするものは、当該許可または認可を得ていること。
  - ④ 権利の侵害がないこと。特許権や意匠権等の産業財産権、その他の権利を侵害していないこと。

(申請)

第6条 認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「阿蘇ジオパークブランド認定申

請書」(以下「申請書」という。)を協議会に提出しなければならない。

2 認定の申請を行うことができる者は、原則として阿蘇ジオパーク内に居住する個人、阿蘇ジオパーク内に営業所を有する法人または団体とする。

## (認定の基準)

- 第7条 協議会は、認定にあたり認定の基準(以下「認定基準」という。)を別に定める。
- 2 協議会は、必要があるときは前項の認定基準について変更することができる。

# (認定の審査)

第8条 協議会は、申請を受理した場合、審査会において認定基準に基づき審査するものとする。 2 前項の審査については、申請者等から意見を聞くことができる。

# (認定の決定)

- 第9条 協議会は、前条の規定による審査において、商品等が基準に適合すると認められるときは、 阿蘇ジオパークブランド認定品(以下「認定品」という。)に認定する。
- 2 認定品の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、協議会が実施する阿蘇ジオパークに 関する講習会に必ず参加するものとし、その講習会を受講したのちに、協議会から認定者に阿蘇 ジオパークブランド認定証(以下「認定証」という。)を授与する。

### (認定の有効期間)

- 第10条 認定の有効期間は、認定日から2年間とする。
- 2 認定継続については、所定の「阿蘇ジオパークブランド認定更新申請書」の提出により、認定 審査会の審査を経て決定する。

# (認定の表示)

第11条 認定者は、認定マークを用い、認定品に表示することができる。協議会は、認定マークの取扱基準を別に定める。

# (認定内容の変更)

- 第12条 認定品取扱者は、認定品について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、「阿蘇ジオパークブランド認定品等内容変更届」を速やかに協議会に提出しなければならない。
  - ① 申請書の内容に変更が生じたとき。
  - ② 認定品の生産、製造、販売または提供を中止または廃止し、再開の見込みのないとき。
  - ③ 認定品の規格、形状、包装及び容器に関わるデザインを著しく変更したとき。

## (認定の調査及び検査)

第13条 協議会は必要があると認めるときは、認定品の調査や検査を行うことができる。

#### (認定の取消し)

第14条 協議会は、認定品が次の各号いずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- ① 認定基準に適合しないと認められたとき。
- ② 申請資格を満たさなくなったとき。
- ③ 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ④ 認定された商品等の調査を正当な理由なく拒否したとき。
- ⑤ 生産または販売を1年以上中止し、または廃止したとき。
- ⑥ その他、認定商品等が阿蘇ジオパークブランドとして認定することが適当でないと認められ たとき。
- 2 認定者は、前項の規定により認定が取り消されたときは、直ちに認定証を協議会に返還しなければならない。
- 3 協議会は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び認定者を公表することができる。

# (認定証の再交付)

第15条 認定者は、認定証を紛失または毀損した場合は、「阿蘇ジオパークブランド認定証再交付申請書」を協議会に提出し、再交付を受けなければならない。

## (認定品取扱者の責務)

- 第16条 認定品取扱者は、この要項の規定を遵守し、認定品の生産、製造及び販売を通じて、積極的に阿蘇ジオパークのイメージ向上に努めなければならない。
- 2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、「阿蘇ジオパークブランド認定品等事故発生通知書」により直ちに協議会に報告しなければならない。

# (実績報告)

第17条 認定品取扱者は、認定品の出荷または販売に係る実績報告について、協議会からの要請があった場合、「阿蘇ジオパークブランド認定品等出荷実績報告書」により、可能な限り協力するものとする。

## (損害に関する責任)

第18条 認定品の生産、販売、提供等により事故が発生した場合は、認定品取扱者がその損害賠償の責務を負うものとし、協議会はその原因如何に問わず、これを負わない。

## (その他)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附則

1 この要綱は、平成25年6月27日から施行する。